

# 決算特別委員会会議録

平成20年10月30日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 18:05

## ○ 委員長

おはようございます。ただいまから平成19年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 平成19年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

昨日に引き続き、第10款「教育費」、201ページから233ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井委員の質疑を許します。

## ○ 榎井委員

おはようございます。それでは、通告に従いまして、決算書の206ページ、それから資料でいえば47ページに当たると思っています。人権同和教育費についてお伺いいたします。

一つは、幼稚園授業料補助金から大学就学奨励金までの個人給付があります。資料にもありますけれど、これが今後も続けていかれるのかどうかのことに、まずお尋ねしたいと思います。

## ○ 学校教育課長

決算書205ページの第3目「人権同和教育費」、第19節「負担金補助及び交付金」につきましては、旧同和地区住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学に在学する者に、その申請に基づきまして、補助金を出してきたものでございます。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成14年3月31日で失効しておりましたが、激変緩和措置として、これまで継続して支給をしておりましたが、平成19年度末をもちまして、本事業は廃止をいたしております。

## ○ 榎井委員

この事業をやってきた目的が達成されたというようなことかとは思いますが。

次に、人権同和教育研究協議会補助金644万8千円というのがあります。これは、資料で出してもらったものでありますけれども、児童・生徒支援加配の活動との関連がありますでしょうか。

## ○ 学校教育課長

人権同和教育研究協議会は、人権同和教育を推進する意思のある教師や保育士及び行政職員等によって構成されたものであり、その研修に対して、補助金として執行されたものであります。

今、御指摘のありました児童・生徒支援加配の活動とは、直接的には関連はありませんが、その研修を受講したことによりまして、その業務に生かすことはできておる状況でございます。

## ○ 榎井委員

関連して、資料についてお尋ねいたしたいと思います。教育加配の性質、それから位置づけ、そういうものがどういうふうな加配を申請する場合に必要なのかについてお尋ねいたします。

## ○ 学校教育課長

児童・生徒支援加配は、学習進度が著しく遅い児童または生徒が在籍する学校、及び、いじめ・不登校・暴力行為・授業妨害など、児童または生徒の問題行動等が顕著に見られる学校など、特にきめ細やかな指導が必要とされる学校において、児童・生徒の状況に応じまして、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合、教員定数を加配するものであります。この手続につきましては、学校から市教育委員会に、その加配措置の申し出があり、それを県に上申いたしまして、その加配措置が決定するという手続になっております。

## ○ 榎井委員

資料の48ページに、今御説明のあった内容が列記されているというふうに思いますが、いわゆる同和加配というものではないということのようであります。

そこで、お聞きしたいんですけれども、表の下のほうの欄にいきますと、人権同和教育関係の研修という欄と、その1行下に、それ以外の研修での出張ということが列記されてあります。さらに、進路関係などもあるんですけれども、この人権同和教育の研修のための出張と、それからそれ以外の研修での出張と、それぞれ内容があると思うので、この2つ、それぞれの内容の説明をお願いしたいと思います。

#### ○ 学校教育課長

まず、人権同和教育関係の研修での出張につきましては、人権教育や学力の保証に関する県や教育事務所、県同教、市同研などの研修会への出張、それに加えまして、本市学校教育課が主催をしております人権同和教育担当者の月1回の研修会等の件でございます。

2段目の人権同和教育関係以外の研修での出張につきましては、教育事務所や本市学校教育課で行いますいわゆる校務分掌における主任主事の研修及び経5年研や経10年研等、教育にとって課題研修と言われている研修による出張でございます。

3点目の校区関係機関等の連携のための出張につきましては、小・中の連絡会のための出張、それには校区での人権学習、学力保証、生徒指導等に関する研修が含まれております。

最後に進路関係の出張につきましては、中・高連絡会における出張や進路説明会、これは公立高校、私立高校ともに複数回ございます。

また、それにかかわりまして、受験引率、これも出張業務でありますから、その回数も含まれておるものでございます。

#### ○ 楡井委員

次に、そういう内容、説明のあった内容の研修なんですけれども、学校によって、非常に出張回数にアンバランスがあるんです。多いところは、大分小学校の53回、穂波西中学校の50回とか。少ないところと言えば、八木山小学校、これは学校の小ささもあるのかもしれませんが、しかし研修の内容からすれば、学校の大小に限らないんじゃないかと思いますが、八木山小学校で8回とかいうような、こういうばらつきがあります。人権同和教育研修については。それから、その2段目のやつについても、同じようなばらつきもあります。

それから、進路関係でいえば、小学校は、そうないのかと思いますけれども、中学校でいえば、高校に行くとか、就職するとか、それぞれがあるから、相当の回数がふえてはきておりますけれども、それでも非常にバランスが崩れている。庄内中学校あたりは1回しかないというようなこともありますので、こういうばらつきの内容、何でこういうばらつきがあるのか。それから、研修内容別にばらつきのある理由、これをそれぞれお願いしたいと思います。

#### ○ 学校教育課長

まず、出張回数に、学校によってばらつきがあります一番の理由は、今、質問委員が御指摘されましたとおり、第一に、学校規模の違いというのがございます。この出張につきましても、あくまでも学校長が出張を命じて実施するものでございますから、小規模の学校につきましても、授業に支障がある場合については、出張ができない、もしくは出張させないという状況もございます。そのようなときには、校区の別の学校が資料を持参し、その連携も深めているところでございます。

2点目の理由は、学校によりまして、人権同和教育担当者が学力向上コーディネーターや、進路指導担当者を兼務している学校につきましても、当然出張の回数が多くなります。そのような兼務のない学校では、出張の回数が少ないという現状でございます。

また、研修内容別の出張回数に差異が生じております件は、まず一番上に記載しております人権同和教育関係の研修につきましては、本市におきましても、これは学校教育における大きな研修課題だということとらえておりますので、それぞれの学校の担当者を月1回研修をす

る機会を設定していることなどによりまして、出張の回数の増加になっております。

また、もう1点御質問がありました進路関係の出張につきましては、その人権同和教育担当者が進路指導担当を兼務しているかどうかによりまして、特に中学校では出張回数に差があるものでございます。

#### ○ 楡井委員

今、聞くところによると、学校長の判断という内容とか、加配された教員の人の兼務の状況とか、学校の特異性、そういうのがあるというふうな御説明ですけれども、庄内中学校を見ていただくと、人権同和教育での出張が45回もあります。その次のそれ以外の研修はゼロです。それから中学校で庄内は一つですから、それなりの規模の学校ではないかと思われそうですが、この進路関係の出張というのが、たった1回しかない。これは、どういう、今の説明からしてどういう関係になるのか、お願いします。

#### ○ 学校教育課長

庄内中学校の担当者につきましては、人権同和教育を主に担当し、他の校務分掌との兼任をしておりません。また、当人は、昨年度第2学年に所属しておりまして、進路指導担当者は第3学年に別におりました。その進路担当者が進路関係の業務を担っておりまして、人権同和教育担当者としては、進路関係の出張には従事しておりませんでした。

この1回という回数につきましては、奨学金給付の説明会に出席したものでございます。

#### ○ 楡井委員

そうすると、比較的進路関係の回数が少ない、二瀬中学校はどうですか。

#### ○ 学校教育課長

二瀬中学校につきましては、この担当者は3年生には所属をしておりましたが、進路指導主事と人権同和教育担当者は別の位置づけがなされております。進路関係の出張につきましては、互いにその項目を分け合い、出張しておりましたために、出張回数が6回ということになっております。

#### ○ 楡井委員

それぞれ理由があって、こういう少ない状況があるということであれば、これは加配の教員の人たちの活動だけでは、全体の学校の状況というのがわからないという関係が、この表から読み取れるんじゃないかというふうに思いました。ぜひ全体の動きも数字であらわされたような資料も一緒に後ほど教えていただければというふうに思います。

次に、不登校やいじめの問題に入らせていただいているですね。不登校やいじめ、体罰、それから学級の運営など、教師や教育委員会の皆さん方が、学習授業、これらの以外の面でも、大変苦勞が多いということはお察しいたします。学校に直接かかわっていない私にとっては、この不登校とかいじめとか体罰とか、こういうことについての定義がよくわかりません。それで、不登校やいじめの定義がこういうものだという、きのうもいろいろ質問があっていたと思いますけれども、わかりやすい定義というやつについて、教えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

#### ○ 学校教育課長

不登校とは、病気や経済的な理由によるものを除き、学校を年間30日以上登校しなかった状況と定義をしています。また、いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと定義をされています。

なお、いじめにつきましては、平成17年度まではこの一定の人間関係にある者からではなく、強い力関係の上位の者からという定義になっておりましたが、あくまでもいじめられた側の心理を尊重するべきだということで、先ほど申し述べましたように変更になっている次第でございます。

体罰につきましては、学校教育法第11条により、殴る、けるなどの身体に対する侵害は言うまでもありませんが、長時間にわたって正座をさせたり、直立不動で起立をさせた姿勢を保たせるというような肉体的苦痛を与える行為も、体罰の一種と判断するよう定義をされています。

#### ○ 楡井委員

不登校は、年間30日学校に来なかったら不登校と、これは比較的わかりやすいんですけど、いじめ、体罰の点については、大変わかりにくいといえますか、おれがいじめられたと思えば、いじめられたんだというような、非常に主観的なあれが入るような状況もあります。

この体罰については、資料によると、この間全然なかったという資料だったと思います。これも、先生のほうが、生徒のほうから、逆体罰といえればおかしいですけど、殴られるとか、胸ぐらつかまれて引き回されるとかいうような事件も起こっているようには、何件か聞いたこともあるんです。それで、体罰の状態も、先生のほうが恐れをなして、手を出さないというような、引いた状態での指導なりがっているんじゃないかなという感じがするんですけど、そういう事例はございませんか。

#### ○ 学校教育課長

学校教育課といたしましては、体罰によらない生徒指導ということで、日常の教育相談の充実、家庭との連携等について指導をしておるところではございますが、今、御指摘がありましたとおり、特定のごくわずかな子供たちではありますが、教師に対して、そのような行為に及ぶ子供もおります。保護者によりましては、それを制止しようとしてトラブルになったことをもって体罰ではないかというように、学校に詰め寄る保護者も、少数ではありますが、実際に存在はしているところでございます。

しかしながら、あくまでも体罰ではない場合につきましては、学校として、また教師として、毅然とした対応をするように、学校教育課として指導をしておるところでございます。

#### ○ 楡井委員

学校の先生がそういうふうな状況に陥ったときに、具体的に生徒に対して、どういう指導といたしますか、教育がなされているのかという事例はありますか。

#### ○ 学校教育課長

そのような事例につきましては、まず、そこに至るまでの事実関係を明らかにすること、次にその状況について、学校内だけでなく、直接の該当の保護者とも相談をし、その後の指導について連携を密にすること。そしてまた、そのような一連の指導の是非について、学校教育課のほうに連絡をし、私どもからの指導、助言を仰ぐようにすること等について、実際にかかわっている学校も少数ではございますが、現存をしております。

#### ○ 楡井委員

大変、一つの事件が起こると、解決するために、それなりの時間がかかる状況で、一般の授業を持ちながら、そういうことにも対応していかないかんとということで、大変御苦労じゃないかというふうに思いますが、何せ将来のある若い人たちのことだし、そういう意味では、成長過程ということも考えれば、全体、学校だけではなくて、地域等も含めた問題提起をしてもらって、そして全体の力で解決していくような方向というものを探っていかないかのじゃないかというふうに思います。大変御苦労ですけど、ぜひそういう立場で頑張ってくださいようお願いをして終わります。

#### ○ 学校教育課長

大変申しわけありません。資料の48ページの訂正をお願いいたします。下の欄の出張状況の合計の欄についてでございます。まず、中ほどの蓮台寺小学校の合計の欄、ゼロとなっておりますが、これは60でございます。続いて、庄内小学校、これもゼロとなっておりますが、24でございます。また、若菜小学校、これもゼロとなっておりますが、61でございます。

最後に、下の欄、中学校の筑穂中学校、この合計の欄もゼロになっておりますが、69でございますので、訂正をよろしくお願いいたします。申しわけありませんでした。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 25

再 開 10 : 25

委員会を再開いたします。関連で、田中委員。

○ 田中廣文委員

関連で質問させていただきますが、学校長さんが、判断されて、出席をさせないというようなことが、答弁の中であったと思います。その辺、詳しく。

○ 学校教育課長

通常、先ほど説明しましたような、県や教育事務所、そして市の教育委員会等が主催をいたします研修会につきましては、原則的に出張をさせておりますが、例えば、学校の中で、授業参観がある日ですとか、学校行事、遠足等と重なった日だとか、それからどうしても、特に小学校ですが、教師の数と学級数によりまして、子供を自習にさせなければならない等の状況が生じた場合につきましては、出張をさせない、もしくはできないという判断を学校長がする場合がございます。

○ 田中廣文委員

よくわかりますけれども、やはり、そういう教育事務所等といろいろな会議の中には、出張できないようなことでは困るわけです。やはり、そこで教育の方針が出てくるわけですから、そういうものについては、やはり校長さんの権限とか言わないで、そういう規模の小さい学校あたりは、特に先生が足りないということで、これを飯塚市として取り上げて、市の講師とかそういう人を雇って、やっぱり正規の先生を出張させるというような形でもとらないと、学校の中からおくれていくということもつながりがあるというふうに私は思うわけでございます。

同時に、人権問題の中に、先ほどの質問の中に、同和問題が含まれていないというような、回答はそうじゃなかった。しかしそういう、人権問題と同和問題を切りはずすような質疑があったと思います。それについて、人権教育啓発推進法の第1条に、どういうふうな状況になっておるのか。内容をお教え願いたい。

○ 学校教育課長

当然のことながら、人権同和教育は、市行政の務めでもありますし、各学校教育の推進すべきものでございます。当然のことながら、学習指導や生徒指導、進路指導等々につきましても、これまで人権同和教育で取り組んできましたその成果を生かしつつ、今後も取り組みを進めていくものでございます。

○ 田中廣文委員

法律の内容をちょっと。

○ 学校教育課長

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、その法律の目的としましては、人権の尊重の要請に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等の人権被害の現状、その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とすると定義をされております。

○ 田中廣文委員

8条には、どういうふうに書いてありますか。

○ 学校教育課長

第8条、政府は、毎年国会に政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報

告を提出しなければならないとなっております。

○ 田中廣文委員

9条には。

○ 学校教育課長

第9条、国は人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託、その他の方法により、財政上の措置を講ずることができるとなっております。

○ 田中廣文委員

私はそのとおりだと思います。市が一生懸命やれば、お金が出ると。人権教育啓発をやっていけばお金は出しますよと、国はそう言っているわけでしょう、法律の中で。そこいらを、しっかりやってもらいたいと思うんです。金は出せませんが、それだけ取り組みなさいということじゃないんです。

憲法14条の中に、人種、信条、性別、社会的身分、門地とあります。何でここのところ、逆転しているんでしょう。まだまだ同和問題は、いまだに残っていますよ。第1番目に持ってこなければならなかったことは、同和問題を初めとするあらゆる差別をなくすということにつながるわけなんです。その辺をしっかりとっていただいて、飯塚市の教育、これは生涯教育にも入るわけですが、社会教育にも頑張っていただきたい。私はそういうふうを考えております。何もしてないわけじゃないんです。行政がここまで一生懸命取り組んできた。学校が取り組んできた成果が、今かなり、ましてや、面と向かって「部落民」とか言うことは、決して今いたしません。しかし、皆さんも御承知のとおり、インターネット等で、私はしょっちゅう取っておりますけれども、部落問題を飯塚市にという形で、かなり強く上げられています。かなりのページ、私は持っています。そういうことをなくしていくために、この法律はあるんでしょう。その辺をしっかりと抑えていただきたいというふうに思います。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

○ 鯉川委員

219ページ「教育費」、第5項「社会教育費」、第2目「公民館費」についてお尋ねをいたします。なお、通告外ではありますが、今からお尋ねする内容は、10月上旬に担当部長と二、三度、雑談ではありますが、お話をさせていただいておりますので、十分に熟知されていると思いますので、的確な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、資料集の13ページの公民館の利用者使用料、減免額の表を見られての感想というものを生涯学習部長、お聞かせ願えませんか。

○ 生涯学習部長

資料13ページに、公民館のそれぞれ利用者、それから使用料の減免額等のそれぞれの公民館、市内公民館の推移が、結果がここに提示されておりますけれども、これにつきまして、非常に減免額につきましては、この使用料の、施設にもよりますけれども、約7割から8割の減免額がここに計上されているということで、非常に大きな公民館を利用されておりますそれぞれ社会教育関係団体あるいは公民館サークル等の利用が多いというふうな認識をさせていただいております。

○ 鯉川委員

そういう感想を持たれたわけですね。私は、つい先日、ある方から、飯塚市の公民館では、使用料の減免などというものは、一切やっておりませんと言われたわけです。この表を見て、私はびっくりしているところでございます。

それでは、まず、この資料集の中の使用料というのは、飯塚市内では統一されているものなのかどうか、お尋ねいたします。

○ 中央公民館長

お尋ねの使用料の市全体の統一的なものがあるかということでございますけれども、現在、合併後、1市4町それぞれ異なった部分もあるということでございますので、公民館につきましても、1市4町の、旧飯塚と4町ですが、この分についても、若干の食い違い等は現在ございますので、今後、公の施設の検討委員会等におきましても、使用料等の協議がなされるということでございますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○ 鯉川委員

今現在は統一されていないということですね。

次に、公民館を利用する人は、公民館利用許可申請書なるものを、これですけれども、これを教育委員会に出さなければならないと思いますが、間違いありませんか。

○ 中央公民館長

はい、そのとおりでございます。

○ 鯉川委員

その申請書の中で、ちなみに、私が持っているこの申請書は、二、三日前に公民館からいただいてきたものなんですけれども、下のほうに、減免適用条項というのがあるんですけれども、この減免適用条項の、その1、その2があって、その2のところ、「その他教育委員会が減免することが適当と認める事業」とあるんです。公民館条例施行規則第1条の中では、「その他市長が減免することが適当と認める事業」とあるんですけれども、申請書と条例と違うんですけれども、なんででしょうか。

○ 中央公民館長

御質問の申請書のほうに市と、教育委員会ですか。条例が市ということでございますが、これは市及び教育委員会ということで理解いたしております。

○ 鯉川委員

そうじゃないよ。申請書には、「その他教育委員会が減免することが適当と認める事業」と書いてある。条例には、「市長が減免することを」と。市長と教育委員会と違うから、それは何ですか。どっちかが間違っ、どっちかが正解なのか、そこを聞いているんです。

○ 中央公民館長

公民館条例の下に施行規則というのがございます。この11条の(2)でございますけれども、5割減免の項には、市または教育委員会が認める者という記載になっているものと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:39

再 開 10:42

委員会を再開いたします。

○ 中央公民館長

大変失礼いたしました。条例の規定と申請書の文言が食い違っておりますので、申請書のほうの今後訂正をしていきたいと考えております。

○ 鯉川委員

ちなみに、担当課のパソコンは、向こう1年間壊れているようなことはありませんでしょうか。

○ 中央公民館長

そのようなことはございません。

○ 鯉川委員

そしたら、私は1年以上前も、同じ申請書を取りにいった、そこを同じことを指摘されたん

です。ここ間違ってますので、直してくださいと。2日前に取りにいったら、また同じこと言われた。なんでですか。

○ 中央公民館長

各公民館の職員につきましては、館長、主事、嘱託職員、それから定数職員もおりますので、その辺の認識のずれがあったかと思えますけども、その辺は今後指導をしてまいりたいと考えております。

○ 鯉川委員

そんな答弁されると。認識のずれじゃないでしょう。明らかに間違ってるんだから、訂正するかしないか、職務怠慢というんじゃないですか。

○ 生涯学習部長

先ほどの申請書の件につきましては、館長が申しあげましたように、この減免等についての許可権限につきましては市長のほうにございますので、申請書の下欄につきましては、早急に館長を通じまして、訂正方させたいと思えますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

○ 鯉川委員

それはさっき聞いたけど、何年間も放置されているのはなんでですかということです。

○ 生涯学習部長

一応、質問者、御指摘のように、何年も前からということでございますので、大変御迷惑をおかけいたしておりますので、早急に訂正方させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○ 鯉川委員

わかりました。それでは、使用料の減免基準について教えていただけますか。

○ 中央公民館長

減免基準でございますが、飯塚市の公民館条例施行規則第11条に基づきまして、市または教育委員会が主催し、または共催する事業につきましては、10割を減免する。それと、その他市長が認める事業につきましては、5割を減免するという規定がございます。

○ 鯉川委員

主催とか共催とか言われてありますけども、そこら辺の明確な判断基準というのはあるわけですか。どれが主催になって、これは主催にしようとか、これは共催にしようとか、そこら辺の判断基準というのは何かあるんですか。

○ 中央公民館長

中央公民館のほうで減免するにおきまして、まず減免申請書というものを、申請書と一緒に出していただきます。主催、共催の基準でございますが、市の主催事業といたしましては、各担当所管の課長が減免と認めた場合につきましては、減免申請書に担当課長の署名がございますので、それをもって減免という判断はいたしております。

○ 鯉川委員

それは、私が後から質問しようと思った、主管課長が印鑑を押すところだと。私が今質問してるのと違うでしょう。共催、主催、ここら辺はだれが、これは主催だとか、共催だとか判断するのかということを知ってるんですよ。主管課長が印鑑を押すということは、後でゆっくり質問させていただきます。

○ 中央公民館長

主催、共催の定義でございますけども、主催といいますのは、市が主に事業を行うという意味で主催という判断をいたしております。共催というのは、実施団体と一緒に協力してやるといふ判断をした場合は共催というような判断をいたしております。

○ 鯉川委員



余り時間ばかりかけていてもあれですから、次に移りますけれども、先ほど主管課長が印鑑を押したら減免云々ということを言われましたけれども、主管課長が印鑑を押しさえすれば減免になるわけですかね。

○ 中央公民館長

先ほど減免申請書のほうに所管課長の印鑑があれば自動的に減免を認めるというような発言をいたしておりますけれども、これは自動的にというわけじゃなく、内容は精査して後に担当課長とも連絡をとりながら、その辺は判断いたしておるところでございます。

○ 鯉川委員

主管課長が印鑑を押して減免になった申請書というのは、どういう種類のものがありますか。

○ 中央公民館長

例えば、祭り、例えば、山笠とか、そういうふうなことで会議をするという場合におきましては、商工のほうから減免申請書が回ってきます。それからまた、社会教育関係団体におきましては、生涯学習課長あるいは文化課長等の減免申請書が回ってきておる現状でございます。

○ 鯉川委員

先ほどの答弁の中で、主管課長が印鑑を押したのは上がってきて、それを十分に検討されてるってことを言われましたけれども、それは、検討されていると判断いたしまして、この主管課長が押したこの書類というのは、稟議っていうのはどこまで回るわけですか。

○ 中央公民館長

これは、中央公民館長までで終わっております、合議は。

○ 鯉川委員

大事なお金が減免されるわけですから、これは課長のそこまで稟議回さなくてよろしいんですかね。そこら辺どうなんでしょう。

○ 中央公民館長

減免申請書につきましては、事務決裁規定によりまして課長決裁ということになっております。減免申請書につきましては、各担当所管課長の合議の後に中央公民館に回ってくるということで課長決裁でいたしております。

○ 鯉川委員

そしたら、今日は、もう時間もないことですから、その主管課長が押された書類を出せとか、それをチェックする時間がないので、今度ゆっくりチェックさせてもらいますけれども、今のところおかしい案件というのはないということでしょうか。

○ 中央公民館長

おかしい案件等を質問されておられますけれども、先ほども申し上げましたけれども、合併後1市4町が一緒になったときに、ある程度の整理はいたしておりますけれども、その後、まだ合併3年目でございますので、今現在、そういうふうな食い違いが出てきておる部分につきましては、調査、分析をしておるところでございます。今後、また、公共施設のあり方においても協議をしていってですね……

○ 鯉川委員

今の言い方聞いてたら、ひょっとしたら、何かこれ減免したらいけなんじゃなからうかというふうなものもあるんじゃなからうかと。そこら辺をよく精算して直さにやいかんというふうに聞こえるんですけど、どうなんでしょう。私は、そんなふうに聞こえました、今。

○ 中央公民館長

先ほども申し上げておりますけれども、多少の食い違い等は1市4町間においてあるのは現状でございます。それは、今整理をしておるところでございます。

○ 鯉川委員

今度ゆっくり資料請求かなんか見てから、ゆっくり見させていただこうと思います。

それでは、次に、減免するのに、同じ団体でありながら、同じ使用目的でコスモスコモンに減免申請をしたら減免させていただいたと。その同じ団体が、コスモスコモンが一杯だったから、公民館に減免してくれんだろうかと言ったら、公民館はだめだと言われたと。これ減免規定が違うわけですけども、同じ市の施設であって、減免規定が違うというのもどうかと思うんですけども、市民の方から同じ市の施設で、なんでこっち減免されて、こっち減免されないんでしょうかっていうふうなことを聞いたんですけども、そこら辺ってどうなんでしょう。

#### ○ 中央公民館長

飯塚市の公民館につきましては、先ほども申し上げましたけれども、飯塚市の公民館条例にのっとって運用いたしております。それから、コスモスコモンにつきましては、飯塚市の文化会館条例にのっとって減免の措置をいたしております。その辺の違いは当然あるかと思っております。

#### ○ 鯉川委員

私が頭悪いのかどうかわかりませんが、市民の方もよくわからんとおっしゃるんですよ。同じ市の施設であるならば、それが文化施設とか何施設とか言われても、市の施設やったら当然その一緒でないといかんような感覚におられる。私もそのようにおるんですけど、どうなんですか。部長、そこら辺、どうなんですか。

#### ○ 生涯学習部長

この公民館に限らず公の施設につきましては、それぞれの施設の目的、設置目的がございまして、それによりましてそれぞれ、例えば文化団体が文化関係の先ほど言われましたコスモスコモンを使うときには減免の対象になるとか、あるいは、その公民館等につきましては、それぞれの設置目的がございまして、そういう設置目的に照らし合わせまして、この基準がそれぞれ設けられていると思っておりますので、そこあたりの市民の方に対する説明が不十分な点があるかと思っておりますけれども、そういうものにつきましては、今後、周知徹底を図っていきたいというように考えておりますので、よろしく御理解のほうお願いしたいと思います。

#### ○ 鯉川委員

どうしても納得いかないんですよ。コスモスコモンも文化会館でしょう。文化に関するいろんなサークルだったり、コーラスグループだったり何だったりするわけですよ。特に、コスモスコモンはもちろんそれで減免していただいている。公民館も、公民館というのは、文化ですよ。そこで、違うって言われるのが、私は同じ目的だと思うんですけど、部長が言われるのが私理解できない。それ統一することできないんですか。

#### ○ 行財政改革推進室主幹

今、御質問の件なんですけど、先ほどから公の施設、公共施設等のあり方の検討の中で、公の施設の使用料等の見直しが入っております。今、御指摘のように、条例規則では減免規定、ほとんど同じでございまして、その中身といたしまして、特に、市長が認めるもの、この解釈がそれぞれ所管ごとに内規等とかでその取り扱い方が変わってきております。そういう中で、全部の施設を整理、検証しながら、統一した基準等をつくっていきたいというふうに考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

#### ○ 鯉川委員

わかりました。そしたら、今は、コスモスコモンと公民館、これは統一基準をあり方検討委員会などで検討していきたいと。そしたら、同じ公民館、ある公民館、ある女性合唱団Aというのがありまして、これが申請したら、ここは1999年、1999年4月1日から5割減免となっております。しかし、同じような女性合唱団Bというのが減免を申請したら、できませんと言われました。これはどうしてでしょうか、周知してあると思っておりますけど。

#### ○ 中央公民館長

御指摘の女性合唱サークルの件でございます。今、議員のほうで言われたように、ある一つのサークルにつきましては、1999年に当時の文連のほうから施設使用の減免についてということで市長あてに要望が出されております。それに基づきまして、内容を審査、吟味した上で減免の措置をとらせていただいております。

もう一つ、Bという同じようなサークルにつきましては、取り扱いはその公民館条例の基準にのっとって今まで減免してきてないという事実は確かでございます。

○ 鯉川委員

文連が推薦して、それを実行したと言われますけれども、なんで減免するに値したわけですか。

○ 中央公民館長

要望書によりますと、その女性合唱サークルにつきましては、創立以来20年の長きにわたり市の文化イベントに積極参加をされ、特に飯塚新人音楽コンクールにあっては、初回から当時今日までという書き方でございますが、運営ボランティアとして献身、毎年休日返上の延べ100名が運営の中核として欠くことのできない重要な存在として貢献されてきたというような文言で、それも現実としてそういう実態があったという判断をいたしまして、1999年当時に減免の措置をいたしたということでございます。

○ 鯉川委員

そしたら、市民音楽祭に貢献したら、皆さん、各種団体、減免していただけるわけですかね。

○ 中央公民館長

新人音楽コンクールに参画したら、すべてがそういうような措置をとるかということでございますけれども、それは、そのようなかわり方の比重がございますので、その辺は十分に協議、検討をしなければならないことと思っております。

○ 鯉川委員

課長が言われるのはおかしいですよ。その1999年、それ以来、貢献したと言われますけれども、今現在もだれとだれが今その市民音楽祭に携わっておられますか。私が知ってる限りでは、そのBというグループも市民音楽祭に携わっておられますよ。まして言わんや、もしそういった形で、ここは市の音楽祭なんか貢献していると判断されているのなら、飯塚市の公民館全部5割減免でないとおかしいでしょう。そこは、なんでか知らんけど、飯塚公民館だけに限り5割減免となってるんですよ。もし本当に貢献されて、それが認められるなら、例えば、立岩公民館でするときも5割減免してもらわんとおかしいでしょう。減免するとか、しろとか言うんじゃないんですよ。そこら辺、どうなんですか。

○ 中央公民館長

今後、そのようなケースにつきましては、鋭意分析調査しながら、不公平が生じないような形で協議してまいりたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○ 鯉川委員

一つだけ教えてください。さっき貢献したから、減額にしておるとおっしゃったじゃないですか。貢献しておるから、市民音楽祭に。そうとするならば、市のほうとしても当然貢献されておるんだから、どこの公民館で使おうと5割減免にするのが普通でしょう。なんで飯塚公民館に限られてるのかって言ってるんです。

○ 中央公民館長

いわゆる今、議員が言われておりますグループについては、飯塚公民館をメインに練習等に使われておりますので、飯塚公民館に限ってそういうことではございませんのでよろしく願いいたします。

○ 鯉川委員

よくわからないんですけども、私が調べた限りは、飯塚公民館に限ってとなっております

たような気がしますが、今、課長が言われるのは、飯塚公民館に限ってじゃないということですか。

○ 中央公民館長

先ほど申し上げました施設使用料の減免についての要望書でございますが、この中に日常の練習活動は飯塚公民館で行っておりますがということで、飯塚公民館を拠点としたいという旨の内容もございますので、現在まで飯塚公民館を利用してきたという経緯がございます。この団体につきましては、ほかの公民館を使いましても、同じような取り扱いはいたすことといたしております。

○ 鯉川委員

余りくどくど言っても仕方ないから、市民の方っていうのは、いろいろな形で、こちらは減免されて、こちらは減免されてないとか、さっきも言いましたように、減免してくださいとか、減免するとかいうことじゃないですよ。やっぱり不公平感が生じるような運用の仕方というのは、だれが考えてもおかしいわけですよ。そこら辺をかんがみて、今後どのような方針でいかれるのか、部長なり教育長なり答えてくれませんか。

○ 生涯学習部長

先ほども公の施設の使用料等受益者負担につきまして、現在、検討委員会がございまして、その中で負担の公平性あるいは公正性に向けまして確保する観点から使用料の減免、あるいは減額等につきまして、施設の設置目的に応じまして具体的な統一的な基準を平成21年度までに策定するとなっておりますので、それによりまして今後は対応してまいりたいと思っておりますが、その間についての当然問題もございますので、その間につきましては、やはり利用者が不公平を生じないような対応を十分に内容を精査させていただきまして、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 鯉川委員

今の部長の答弁、確認ですけれども、あり方検討委員会等で今からいろいろ精査されていくと。その中で結論が出たものは結論にももちろん従うし、その間、これは来年結論が出るのか、再来年結論が出るのかわかりませんが、その間に不公平感が生じたらいかんから、仮に同じような団体であれば減免されているところであって、同じような団体であれば、そちらも減免しなきゃいけないっていうような解釈でよろしいんですかね。

○ 生涯学習部長

十分そこらあたりも含んで一応検討させていただきますということで、内容については十分精査をさせていただきたいということでございますので御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

今に関連してお聞きいたします。先ほど質疑の中で、文化連盟のほうから市長のほうへ要望書が出たからというお話がございました。減免に対して、その文化連盟の要望書なり推薦書なりっていうものが必要であるのかどうかについて教えていただけますか。

○ 中央公民館長

先ほど申し上げました要望書が絶対の判断基準かと言われれば、そういうことではございませんで、判断材料にはなるかと思っております。

○ 江口委員

ある意味その判断基準の一つとして引用したにすぎないと思っております。そうでなければ、文化連盟に入っていなければ文化連盟の推薦状書かない、そうじゃないと減免できないのであればそれはおかしい話だと思ひますので、それはそれできちんとしていただきたいと思います。

す。

あと、やはり今鯉川委員が言われてたように、団体に対する取り扱いが違っては困るわけです。となると、窓口の案内が大切になるわけですね。こういった部分については、きちんと頑張っていたらいい部分があるので、減免の対象になるかもしれないと思われましたら、公民館の職員のほうが減免申請を出されませんか、と。減免自体は申請があって初めてやれる行為ですので、その御案内をきちんとしていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょう。

#### ○ 中央公民館長

委員御指摘の件につきましては、日々の業務の中、あるいは研修の中で随時、適宜に指導助言はいたしてきておりますので、今後ともその辺を重視いたしまして、指導助言を行ってまいりたいと考えております。

#### ○ 江口委員

指導助言をしているのであれば、ある意味ここは減免をしておるというリストがざっと中央公民館のほうから各公民館のほうへ流れれば、ああここは入ってるよねとか、形ができるんだと思います。ぜひそのような努力をお願いしたいと思います。

あともう1件、公民館の使用に際してなんですが、申請方法等なんですが、今、現在は、使用料の前納ですよ。実際に使おうと思ったときには、多分、というか必ず事前に公民館のほうへお伺いをして料金を払わなければならないというふうな形になってると思うんですが、その点はどうでしょう。

#### ○ 中央公民館長

委員御質問の件につきましては、前納が基本となっております。

#### ○ 江口委員

じゃ、基本ということは、それ以外があり得るということでしょうか。あり得るのであれば、どういった場合に前納じゃなくていいケースがあるのか、教えてください。

#### ○ 中央公民館長

普通のケースで申し上げますと、例えば、事前に部屋だけを押さえて、クーラーシーズンとかでありますと、クーラーが要るか要らないかわからないような状態のときに、前納としては部屋代を払っておくというようなことで、空調代につきましては、そのときやっぱり入れてくれというようなことで前納にならないケースもございます。

また、附属機器等の貸し出し等につきましても、そのときにお気づきになるようなケースもございますので、そのようなケースにつきましては前納とはなっていないのが現状でございます。

#### ○ 江口委員

あと、あり得るのが、国、地方公共団体が使うときですよ。そのときは後で納められるケースになってますよね。実際に今、市民の方々、例えば、どこかを借りようとするというときには、結構普通やられるのが、電話で申し込みをして、そして、実際に使うとき、もしくは使用後に払うっていうケースが多いんだと思います。公共施設の料金ですので、取りっぱぐれがあつては困るといところから前納にはなっておりますが、じゃ、例えば、夕方、夜間の時間に使用するときには、その使用の直前に払うということが通常今できないわけですよ。例えば、7時からの会議で使いたいと思っても、6時半に行って払おうとしても、おられるのは実際の職員の方ではないので、それは困る、ちゃんと5時前に出てこいという話になるわけですが、その点について、やはり改善が必要かと思うんです。そういった御意見とかは聞いたことはございますか。

#### ○ 中央公民館長

委員御指摘のようなケースにつきましては、市民の方、利用者の方からは、そういうケースについてどうか、もっと便利のいいことにならないかというようなことは伺っております。現

在、職員は5時までということですが、大体職員が7時、8時で残業をしておるケースがほとんどでございます。全部ではございません。1人、2人が残っておるような状況がございますので、一応、現在のところにつきましては、その残っておる職員が対応しておるような状況でございます。今後、職員体制、職員の勤務時間等々も含めまして、公民館のあり方、検討委員会等も公民館、中央公民館内につくって、今適宜ワーキングさせておりますので、そういう中でもそのようなところにつきましても協議してまいりたいと考えております。

#### ○ 江口委員

指定管理者でやった場合には、指定管理者のほうで料金收受ができる部分がございますよね。そうすると、また状況も変わってくることも考えられます。ぜひ使い勝手のいい、お客さまにとって、市民にとって利用しやすい体系をお願いしたいと思います。

あと、申請なんですけど、どのぐらい前から使いたいと思ったとき、部屋を押さえられるようになりますか。

#### ○ 中央公民館長

中央公民館におきましては、6カ月を基準として受け付けをいたしております。各地区公民館につきましては、ちょっと覚えはないんですが、中央公民館とは異なっているということは承知いたしております。中央公民館につきましては半年前からということにいたしております。

#### ○ 江口委員

すみません、文化会館についてはどうでしょうか。

#### ○ 生涯学習課長

いわゆるホール関係、人を事前に配置しなければならないものについては、条例に、規則に定められた期間でしております。会議室等につきましては、前日までは受け入れるようには現在なっているということでございます。

#### ○ 委員長

その条例の日数というのは、どれぐらいの日数があるんですか、と。

#### ○ 生涯学習課長

申し込みは1年前から受け入れるようになっております。

#### ○ 江口委員

公民館、文化会館、それも公民館では中央公民館と通常の公民館では違うっていうお話がございました。イベントをやるときに、じゃ、何カ月前からやろうとか、そういうことをやっぱり考えるわけですよ。そのときに、不安定な形にならないような申し込み期間をつくっていただきたいというのが1点。

それと、あと市がやる事業等々もあるかと思えます。それで、先に押さえるというケースがあるかと思えますが、そこら辺の部分をきちんと整理をしていただきたいわけです。

毎回毎回、この時期にやるということが決まってるイベントがあるわけですよ。例えば、どここの定期演奏会であるとか、山笠であるとか、いろんな分があるわけです。そしたら、毎回毎回1年を切った、やっと明日になったから申し込みができる。そこでぽんと申込書を出さなくちゃならない話があるわけですよ。その部分について、ある意味その部分、市が例えば、主催なり共催なりをしている部分については、そこら辺は便宜を図る等々という部分があってもいいかと思えます。そこら辺の申し込みについても同様にきちんとやっていただきたいということをお願いをしたいと思うんですが、その点についても御検討いただけますか。

#### ○ 中央公民館長

御指摘の件につきましては、関係各課と連携とりながら、その辺は前向きに検討してまいりたいと考えております。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

## ○ 楡井委員

簡単な点なんですけど、一つだけお許し願いたいと思います。

206ページの「負担金補助及び交付金」という欄ですが、先ほど個人給付の問題につきお聞きしました。この欄にいろんな協議会の負担金というのがございます。それで、このうち既に小中学校人権同和教育研究会負担金というのは先ほど答弁をいただきましたようなので、一番上の欄の社会人権同和教育担当者協議会負担金ということについて、これ10万円ということになっておりますけれども、この協議会の次の点ですね。目的、それから、活動内容、そして、どういうメンバーで何人ぐらいおられるのか。事務局の所在地ですかね。こういう点をちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## ○ 人権同和教育課長

協議会の規約がございますので、規約によりお答えいたします。この協議会の事務局でございますが、協議会規約第1条で、事務局を福岡県教育庁、筑豊教育事務所人権同和教育室に置くとなっております。

次に、所在地でございますが、飯塚市立岩1401番地2でございます。

次に、目的、内容等でございますが、同規約の第2条におきまして、本会は、同問題を初めとするあらゆる人権問題の早期解決を目指し、担当者の資質の向上並びに担当者相互の連携を図り、もって嘉麻、飯塚、桂川地区における社会人権同和教育及び啓発の推進発展に資することを目的とするとなっております。

最後に、人数等でございますが、飯塚が5人、嘉麻が3人、桂川が1人で、規約の第4条で、本会は嘉麻市、飯塚市、桂川町及び各市町、教育委員会の人権同和教育啓発担当者をもって充てることとし、人数については10名を超えないものとなっております。

## ○ 楡井委員

嘉飯山全体でこの人権同和、こういう差別といいますか、これを啓発をやっていこうということなんですけれども、これ飯塚の教育事務所の中にあるということで、目的も今、規約で定められておりました。そこで、メンバーがこれ、合併前と現在とは何か数字的な人数の変化はございますか。

## ○ 人権同和教育課長

定かではございませんが、聞いたところによりますと、嘉麻市が4人から3人、桂川町が2人から1人となったと聞き及んでおります。

## ○ 楡井委員

飯塚市はどうなんですか。

## ○ 人権同和教育課長

5人そのままとなっております。

## ○ 楡井委員

人数は10人を超えないということのようでありまして。それで、5人、3人、1人ということで、現在9名で構成されているようなんですけれども、飯塚市だけが、これまだ5人から5人ということで減ってないんですよね。これは、お金は余り大きくありませんけれども、行革ということからのこの考え方とすれば、この人数が5人から5人になってるという点については認められるような方向なんですか。

## ○ 人権同和教育課長

以前、教育事務所に行って、そういう話はしたことはございますが、本協議会の運営等につきましては、飯塚市の派遣する啓発の担当者が中心となって引っ張っておるということでございますので、本市の職員につきましては、非常にそこで中心メンバーとなって活躍していると認識しております。したがって、飯塚市の趣旨もわかるのであるが、教育事務所の答えといたしましては、本庁と協議をさせてくれということが現状でございます。

○ 楡井委員

すべて、どういうところにも行革の影響が出てきているというのは、この間の討議の中でも明らかになったことであります。これも引き続き検討もしていただくようお願いしたいというふうに思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第10款「教育費」についての質疑を終結いたします。